

省エネ住宅へのリフォームを 支援します！

岩国市省エネリフォーム促進補助金

対象者

国が実施する「省エネリフォームに対する補助事業」(裏面参照)を利用し、自らが常時居住する既存の住宅をリフォームした岩国市民

交付条件

1. リフォームを行う住宅の所有者かつ居住者である
2. 市内の事業者により施工したリフォームである
3. 国から額の確定通知を受けている
4. 市税を滞納していない



対象事業は裏面をご覧ください

申請期間

令和5年8月1日～令和6年2月9日

ただし、予算額に達した場合、受付を終了します

※国補助金の額の確定通知日の対象期間

▶令和5年7月1日～令和6年1月31日

補助金の申請から交付までの流れ

国補助金事業に申請し、額の確定通知を受けます

事務局へ申請書類を提出します

事務局にて提出した書類を審査します

市から交付決定通知書が発送されます

補助金が指定口座に振り込まれます

申請時必要書類

- ・岩国市省エネリフォーム促進補助金交付申請書兼請求書
- ・国の補助金額の確定通知書の写し
(国の手続きが完了したことが分かるもの)
- ・工事請負契約書の写し
(工事内容・金額の内訳が分かるもの)
- ・国の補助金額の算定資料の写し
(工事内容・金額の内訳が分かるもの)
- ・振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し

【提出方法】電子申請、郵送、窓口持参により申請時必要書類を事務局に提出

お問合せ先




岩国市省エネ対策促進事業
コールセンター
TEL.0827-35-5774
(8:30～20:00 土日祝日含む)

提出先

岩国市省エネ対策促進事業事務局
〒740-0034
岩国市南岩国町1-20-30 ゆめタウン南岩国
<https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/sougousien/85976.html>



1. 住宅省エネ 2023 キャンペーン

| 補助の対象となる国の補助制度 | | 市の補助額(※) |
|--|--|---------------------|
| こどもエコすまい 支援事業 HP▶  (注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入については、 市の補助事業の対象外です) | 【上限額】 45万円 / 戸 子育て世帯・若者夫婦世帯は、 上限 60 万円 / 戸 | 国の交付額と同額 |
| 先進的窓リノベ事業 HP▶  | 【補助率】 改修費用の 1/2 相当等 【上限額】 200万円 | 国の交付額の1/3 上限60万円 |
| 給湯省エネ事業 HP▶  (新築注文住宅・新築分譲住宅に設置する場合、 また、リース利用タイプについては、市の補助 事業の対象外です) | ヒートポンプ給湯器 5万円 / 台 | 国の交付額と同額 |
| | 電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯機 5万円 / 台 | |
| | 家庭用燃料電池 15万円 / 台 | |

2. 住宅エコリフォーム推進事業



| 補助の対象となる国の補助制度 | | 市の補助額(※) |
|----------------|-----------------------------|-------------------|
| 省エネ診断 | 【補助率】 1/3 【上限額】 なし | 国の交付額と同額 上限5万円 |
| 省エネ設計 省エネ改修 | 【補助率】 40% 【上限額】 35万円 / 戸 | 国の交付額の2/3 |

3. 長期優良住宅化リフォーム推進事業



| 補助の対象となる国の補助制度 | | 市の補助額(※) |
|----------------|--|--------------------|
| 認定長期優良住宅型 | 【補助率】 1/3 【上限額】 200万円 / 戸 ※特定の要件を満たす場合は 250万円 / 戸 | 国の交付額と同額 上限60万円 |

4. 既存住宅における断熱リフォーム支援事業



| 補助の対象となる国の補助制度 | | 市の補助額(※) |
|--|--|--------------------|
| ○トータル断熱 天井、外壁、床、窓の改修 ○居間だけ断熱 窓の改修 | 【補助率】 1/3 【上限額】 戸建住宅：最大 120万円 集合住宅：最大 15万円 / 戸 | 国の交付額と同額 上限60万円 |

(※) 国が行う複数の補助制度に対してそれぞれ申請はできますが、岩国市の補助額の上限は 60万円 となります